

松江市地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、地域の魅力を生かした産業の活性化により雇用を確保し、地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、松江市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を設置する。

(任用)

第2条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。）若しくは政令指定都市内であって、過疎、山村、離島、半島等以外の地域に住民票を有する者又は本市以外の市町村内であって、過疎、山村、離島、半島等以外の地域に住民票を有し、任用後に本市の過疎地域内に居住が可能である者
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (3) 普通自動車免許を有する者
 - (4) 心身が健康で、地域に馴染む意思があり、地域の活性化に意欲を持っている者
- 2 前項の規定により任用された隊員は、速やかに本市の区域内に住民票を異動するものとする。

(身分)

第3条 隊員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(再度の任用)

第4条 隊員の再度の任用は、2回を上限とする。ただし、採用日が年度の途中である場合は、通算の任用期間が3年を超えない範囲内で再度の任用を3回まで行うことができる。又、隊員が育児のために次条に規定する活動を中断した場合において、当該期間が1年を超えないときは、当該期間を除いた通算の任用期間が3年を超えない範囲内で再度の任用を3回まで行うことができる。

(隊員の活動)

第5条 隊員は、住民、本市の職員その他関係者と協力しながら、地域の活性化を図るために、次に掲げる活動を行い、本市の地域資源を活用した事業創出を行う。

- (1) 農水産物等の地域資源活用と販路拡大に関する活動
- (2) 観光文化資源の付加価値向上に関する活動
- (3) 地域の魅力を生かした産業の振興に関する活動

- (4) 地域の情報発信に関する活動
 - (5) 活動終了後の定住のために必要な活動
 - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める活動
- 2 隊員は、前項に掲げる活動を行うにあたり、特産品の販売等対価を得て行う活動を行うことができるものとする。
- 3 隊員は、第1項の活動に支障のない範囲であって、勤務を要する時間以外において、同項の活動以外の対価を得る業務に従事することができる。

(隊員の遵守事項)

第6条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (3) 活動時間外であっても本市の行事や風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(活動に伴う市の支援)

第7条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 住民及び関係者への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に必要な事項

(活動時間)

第8条 隊員の活動時間は、1日当たり7時間とし、週35時間を原則とする。

(報酬及び活動経費)

第9条 隊員の報酬は、松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年松江市条例第4号)の規定により、市長が別に定める額とする。

2 市長は、第5条第1項に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給することができる。

(日誌及び報告書)

第10条 隊員は、活動の状況について、その概要を松江市地域おこし協力隊員活動日誌(様式第1号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の松江市地域おこし協力隊員活動日誌を添付の上、毎月7日までに前月分の活動内容を松江市地域おこし協力隊員活動報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(解任)

第 11 条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは協力隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任の申出があったとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。
- (7) その他市長が不適當と認めたとき。

(守秘義務)

第 12 条 隊員は、地方公務員法及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 13 条 隊員に関する庶務は、産業経済部定住企業立地推進課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 27 年松江市告示第 420 号)

この告示は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 28 年松江市告示第 7 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 28 年松江市告示第 392 号)

この告示は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 29 年松江市告示第 250 号)

この告示は、平成 29 年 5 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年松江市告示第 259 号)

この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年松江市告示第 334 号)

この告示は、平成 29 年 7 月 26 日から施行する。

附 則 (令和元年度松江市告示第 221 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年度松江市告示第 544 号)

この告示は、令和 5 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

松江市地域おこし協力隊員活動日誌

松江市地域おこし協力隊員 氏名

年 月分

[illegible]

松江市地域おこし協力隊員活動報告書

(あて先)松江市長

松江市地域おこし協力隊員 氏名

報告年月	年 月分
今月の活動 内容総括	
翌月の活動 予定内容	
備考	